

## 中小企業倒産防止共済契約解約申出書

中小企業倒産防止共済法第7条第3項(共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる:任意解約)の規定に基づき、本書をもって契約を解除します。また、共済契約の解除に基づく解約手当金については、掛金納付月数が12ヶ月未満であることから、同法第11条の規定に基づき支給されないことは了承しております。

なお、戻し金等が発生した場合は、共済契約に係る掛金引落口座に入金するよう依頼します。

令和 年 月 日

共済契約番号 A \_\_\_\_\_

共済契約者名 \_\_\_\_\_ (印)

### 【ご注意】

- ・ 本申出に際しては、「共済契約締結証書」を添付し、実印を押印してください。
- ・ 「共済契約締結証書」を紛失している場合は、押印欄に共済契約申込時の印を押印していただくか、押印欄に実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。